

○盛岡・紫波地区環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和２年２月17日条例第１号

改正 令和２年10月28日条例第７号

(趣旨)

第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法第67号）第203条の２第４項及び第５項、第204条第２項及び第３項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第24条第５項の規定に基づき、地公法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与等)

第２条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢巾町条例第40号）の規定の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第３条 この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年10月28日条例第７号）

この条例は、令和２年10月28日から施行し、令和２年４月１日から適用する。